

平成29年皆野町農業委員会第10回定例総会議事録

1. 開催期日 平成29年10月24日(火)
2. 開催場所 皆野町役場 3階 301会議室
3. 開議時刻 午後 2時00分
4. 閉議時刻 午後 2時40分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 四方田 忠 則
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：14人・欠席者：0人

推進委員：出席者：5人・欠席者：0人

番号	氏名	備考	番号	氏名	備考
1	浅見 寿太郎	出席	11	四方田 忠 則	出席
2	葦原 義人	出席	12	久保 明弘	出席
3	吉岡 徳夫	出席	13	長島 徳治	出席
4	大村 茂	出席	14	門平 喜良	出席
5	門平 眞一	出席	皆野	田島 武正	出席
6	高橋 健一	出席	国神	土屋 貞夫	出席
7	若林 治	出席	金沢	田中 輝雄	出席
8	黒沢 文作	出席	日野沢	高橋 清勝	出席
9	齊藤 三恵子	出席	三沢	扇原 久栄	出席
10	山口 明	出席			

7. 会議に付した議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書に対する意見について

1件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見について

3件

8. 事務局 宮原宏一、井上裕太

9. 会議の概要

四方田会長
あいさつ

皆さん、こんにちは。今日は第10回の定例総会ということでございますが、全員の方のご出席をいただきましてありがとうございます。職務代理からも話がありましたように、ジャンボかぼちゃも例年になく出来が良いようで、どれも色合いも良かったなと思っております。

そんな中で、10月下旬になって台風が来るとは思いもよらなかったわけで、異常気象と言いますか、北海道では、台風が来ても、雪が降るといような状況で、気象が荒っぽくなっているように感じます。気象庁も、超大型という聞きなれないような言い方で大変心配しておりましたが、農業委員でも若い方がぶどうに取り組んでいる中で、ぶどうの収穫が終わってよかったなと、ほっとした次第でございます。

当町も大きな被害もなく台風が過ぎていったということで、安堵しております。

今日の定例総会も、一つ慎重にご審議いただきまして、議事の進行にご協力いただきますようお願い申し上げ、あいさつに代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。よろしくお願い致します。

事務局

ありがとうございました。それでは、議案に入りたいと思います。議長を四方田会長にお願い致します。

四方田議長

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

ただいまの出席委員数は19名です。

定足数に達しておりますので、これより平成29年皆野町農業委員会第10回定例総会を開会致します。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

これに従って議事を進めてまいります。

次に議事録署名人に、

3番、吉岡徳夫委員

4番、大村茂委員をご指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

出席委員

(異議なしの声あり)

四方田議長

ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に

3番、吉岡徳夫委員

4番、大村茂委員にお願い致します。

議案第1号。農地法第3条の規定による許可申請について1件を議題と致します。

番号1について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

四方田議長

農地利用最適化推進委員として、国神区域担当の土屋貞夫委員を対象農地の状況について説明を求めます。

国神区域担当
土屋委員

本件について、説明申し上げます。18日に久保委員、事務局と現地を見てまいりました。

現地ですが、〇〇から〇〇に向かう県道がありまして、〇〇の境に近い右手に〇〇〇がありますが、その200mほど手前の山側の方になります。

前に1件中古の住宅があります。

現在、申請地は、数年前まで畑をやっていたようですが、草が生えております。しかし、耕せばすぐ畑に戻せる状態にあります。

〇〇の方が譲り受けるということですが、先ほど説明した住宅を〇〇さんが購入して、〇〇の名前で農地を購入するということかと思えます。

審査のほど、よろしくお願い致します。

四方田議長

農業委員として、地区担当の12番、久保明弘委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

12番
久保委員

土屋委員の説明のとおりです。特に補足することはございません。ご審議の程ほど、よろしく申し上げます。

四方田議長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

質疑がございませんので、これより採決を致します。

本件は、農地法第3条の規定による許可申請であり、皆野町農業委員会が申請者の所有権の移動に対して可否を決定し、許可指令書を発行します。

本件の申請内容を可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田議長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可することに決定し、申請者に許可指令書を交付します。

続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について3件を議題と致します。

番号1について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

四方田議長

農地利用最適化推進委員として、三沢区域担当の、扇原久栄委員に対象農地の状況について説明を求めます。

三沢区域担当
扇原委員

説明をさせていただきます。20日に長島委員と事務局と現地を見てまいりました。

案内図をご覧ください。〇〇の〇〇〇から200mほど手前、右側にあります〇〇橋を渡ったすぐのところに申請地がございます。その右側に〇〇〇の〇〇〇がありますけれども、そのすぐ前に駐車場がありまして、社員の方の車が停めてありますが、ここが狭いということで、橋を渡ったすぐ左側を駐車場にするということです。

ここは、以前倉庫や作業所がありましたが、作業所は壊してありまして、その裏に隣接している農地があるのですが、その農地を駐車場に利用したいということです。

現地を見させていただきましたが、農地に関しましては、草も刈られておりますが、この農地の三角形の部分に粟も植わっていますが、離れていますので、問題はないかと思えます。

配置図のとおりになるようでございますので、問題はないとみてまいりましたが、皆様方のご審議のほど、よろしくお願い致します。

四方田議長

農業委員として、地区担当の13番、長島徳治委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

13番
長島委員

扇原委員の説明のとおりでございますが、〇〇〇〇番の土地につきましては、冬場は特に日照が少なく寒い場所でございます。以前は〇〇を蒔いて育てていた場所だったのですが、倉庫で日陰になり、日も

美の山に沈むので、さらに暮れるのも早いということで、〇〇の発育も非常に悪いところでした。

今度は駐車場に利用するということがございますが、良い利用の仕方であると思いますので、ご審議のほどお願い致します。

四方田議長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

質疑がございませんので、これより採決を致します。

本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田議長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して、県知事あて進達することに決定致しました。

続いて番号2について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

四方田議長

農地利用最適化推進委員として、三沢区域担当の扇原久栄委員を対象農地の状況について説明を求めます。

三沢区域担当
扇原委員

説明を致します。20日に長島委員と事務局と現地を見てまいりました。

申請地につきましては、〇〇〇の〇〇〇の隣にありますけれども、すでに5台ほど車が停まっており、砂利も入れてありました。

隣接地には田もあったのですが、イノシシが入ったりもして、だいぶ荒れてしまった状況になっていたようです。

今回は追認申請ということですが、駐車場に隣接する部分もすぐそばに山も迫っておりまして、特に問題はないと思いますので、ご審議のほど、お願い致します。

以上です。

四方田議長

農業委員として、地区担当の13番、長島徳治委員も農地の状況確

認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

13番
長島委員

扇原委員の説明のとおりです。特に申し上げることはありません。
ご審議のほど、よろしくお願い致します。

四方田議長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

質疑がございませんので、これより採決致します。
本件は、許可相当の意見を付して、県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田議長

挙手委員が多数と認めます。
よって、本件は許可相当の意見を付して、県知事あて進達することに決定致しました。
続いて番号3について審議します。
事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

四方田議長

農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の田島武正委員を対象農地の状況について説明を求めます。

皆野区域担当
田島委員

19日に大村委員と事務局と現地を見てまいりましたので、説明致します。

13ページの案内図をご覧ください。

〇〇〇から〇〇方面に向かって行きますと、〇〇〇の信号機があります。右に下って行きますと、〇〇から〇〇方面、道なりに行きますと〇〇の信号になります。

信号を過ぎてすぐに、〇〇〇がありますが、それを過ぎてすぐ右側に狭い町道があります。その町道を30mほど下って行きますと、右側に申請地があります。

道を挟んで西側に自家菜園の畑がありますがけれども、その他、南側、東側、北側は住宅が建っておりまして、農地に関して、特に問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願い致します。

四方田議長

農業委員として、地区担当の4番、大村茂委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

4番
大村委員

田島委員から説明があったとおりです。
ご審議のほど、お願い致します。

四方田議長

これより、本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

質疑がございませんので、これより採決を致します。
本件は許可相当の意見を付して、県知事あて進達することに可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田議長

挙手委員が多数と認めます。
よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定致しました。
事務局、報告をお願いします。

事務局

1件報告をさせていただきます。
今回の定例総会におきまして、もう1件申請を受付けておりましたが、取下げとなった案件がありましたので、ご報告させていただきます。
その申請につきましては、〇〇地区におきまして、再生可能エネルギー、太陽光の申請だったのですが、4月から法令等が改正されまして、今までは経済産業省の設置認定書をつけていただいていたのですが、それに代わるものとして新たに再生可能エネルギー電子申請での申込みを添付していただくことになりました。そちらにおいて、まだ申請の段階で認定になっていなかったということで、設備IDという必要なIDがついていませんでした。そのため、事務局から補正を求めたところ、今回の農地転用の申請に間に合わないということで、先方から見送りたいという話がありましたので、取下げという形になりました。

四方田議長

これより、本報告に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

以上で、審議いただく議案は全て終了致しました。
ありがとうございました。